

山梨労働局発表
令和4年10月31日(月)

報道関係者 各位

山梨県特定最低賃金の改定額が答申されました ～ 山梨地方最低賃金審議会が答申～

- 1 山梨地方最低賃金審議会(会長 反田一富 弁護士)は、山梨労働局長(局長 生方勝)に対し、山梨県特定最低賃金における「自動車・同附属品製造業」については令和4年10月26日に、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については同年10月31日に次のとおり改正決定するよう答申しました(別添1、2参照)。

山梨県特定 最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 959円	効力発生予定日 令和4年12月30日
	自動車・同附属品製造業	時間額 961円	効力発生予定日 令和4年12月25日

- 2 山梨県特定最低賃金の引上げ額は「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については1時間当たり25円(引上げ率2.68%)、「自動車・同附属品製造業」については1時間当たり23円(同2.45%)となります。(別添3参照)
- 3 山梨労働局長は、この答申を受け、各答申日付けで最低賃金法第11条(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)により、各答申内容の要旨の公示を行いました。
なお、異議の申出がなく、山梨労働局長が審議会答申どおりの決定を行った場合には、上記1の山梨県特定最低賃金が効力発生予定日に適用されることとなります(一部労働者を除く。)

【異議申出締切日】

- 令和4年11月15日「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」
- 令和4年11月10日「自動車・同附属品製造業」

- 4 特定最低賃金の適用者を除く、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、令和4年10月20日から「1時間898円」が適用されています。(別添4参照)

【参考】

1 審議経過

(1) 特定最低賃金専門部会での審議

山梨地方最低賃金審議会は、令和4年8月23日に山梨労働局長から、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車・同附属品製造業」の特定最低賃金の改正決定について諮問を受け、それぞれの産業別に特定最低賃金専門部会を設置して審議を重ねた結果、「自動車・同附属品製造業」については1時間当たり23円の引上げを行うとの結論（全会一致）に達し、別添2の答申（最低賃金審議会令第6条第5項適用）を行ったもの。また、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については1時間当たり25円の引上げを行うとの結論（多数決）に達し、審議結果等を報告書としてとりまとめ、山梨地方最低賃金審議会長に提出しました。

(2) 山梨地方最低賃金審議会での審議（当該報告書の提出後）

山梨地方最低賃金審議会長は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の特定最低賃金の改正決定について、当該報告書の提出を受けたことから、令和4年10月31日に山梨地方最低賃金審議会を開催して審議した結果、当該報告書のとおり、1時間当たり25円の引上げを行うとの結論（多数決）に達し、別添1の答申を行ったもの。

2 最低賃金審議会令第6条第5項について

最低賃金審議会令第6条第5項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、山梨地方最低賃金審議会では、令和4年度の特定最低賃金の審議において「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること。」があらかじめ議決されていたもの。

3 「一部労働者を除く」について

別添1、2の別紙「3 適用する労働者」のとおり、18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの、特定の業務（清掃又は片付け業務、熟練を要しない業務等）に主に従事している労働者については、特定最低賃金から適用除外され、山梨県最低賃金が適用されます。

【添付資料】

別添1 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業製造業の改正決定について（答申）

別添2 山梨県自動車・同附属品製造業の改正決定について（答申）

別添3 山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

別添4 山梨県最低賃金改定リーフレット

令和 4 年 10 月 31 日

山 梨 労 働 局 長
生 方 勝 殿

山梨地方最低賃金審議会
会 長 反 田 一 富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 4 年 8 月 23 日付け山梨労発基 0823 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 959円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和 4 年 10 月 26 日

山 梨 労 働 局 長
生 方 勝 殿

山梨地方最低賃金審議会
会 長 反 田 一 富

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 4 年 8 月 23 日付け山梨労発基 0823 第 2 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結
論に達したので答申する。

別 紙

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 961円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

最低賃金件名	年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	項目															
【地域別最低賃金】																
山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間額	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898
	引上額	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	29	32
	引上率	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.46	3.70
【特定最低賃金】																
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (新設:昭和63年)	時間額	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959
	引上額	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	21	25
	引上率	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.30	2.68
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 (新設:平成元年)	時間額	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961
	引上額	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	20	23
	引上率	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.18	2.45

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わりました！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金	時間額	効力発生日
	898円	令和4年 10月20日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

精皆勤手当、通勤手当、家族手当
臨時に支払われる賃金

時間外・休日・深夜手当
1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、地域別最低賃金又は特定最低賃金の減額特例が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています(改正審議中)

特 定 最 低 賃 金 (時 間 額)	山梨県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	934円	令和3年12月15日
		959円で答申 (令和4年12月30日効力発生予定)	
	山梨県自動車・同附属品製造業	938円	令和3年12月11日
		961円で答申 (令和4年12月25日効力発生予定)	

年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金から適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。詳細については、お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢655-50	(0556-22-3181)